

農地中間管理事業特定農作業委託実施要領

公益社団法人兵庫みどり公社

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人兵庫みどり公社（以下「公社」という。）が農地中間管理権を取得した農用地への農作業等を、法人化を目指す集落営農組織が法人化するまでの期間、その集落営農組織に委託することにより、滞りなく農地の集積・集約の促進を図れることから、特定農作業委託に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「特定農作業委託」とは、下記の内容が含まれる委託とする。

- (1) 委託の相手方（以下「受託者」という。）が農産物を生産するために必要となる基幹的な作業※および農地管理を行うこと。
- (2) その生産した農産物を受託者の名義をもって販売すること。
- (3) 受託者が販売収入の処分権を有していること。
- (4) その販売による収入を上記業務に必要な経費に充当すること。

※基幹的な作業

：水稲にあっては起耕・代かき、田植え、収穫・脱穀、麦及び大豆にあっては起耕・整地、播種、収穫、その他の作物にあってはこれらに準ずる農作業という。

(委託先)

第3条 受託者は、下記の要件をすべて満たす集落営農組織とする。

- (1) 農産物の共同販売経理を行っていること。
- (2) 規約及び代表者を定めていること。
- (3) 5年以内に法人化する計画があること。
- (4) 人・農地プランで中心経営体に位置付けられていること。

(委託期間)

第4条 委託期間は最大5年間とする。ただし、法人化後に受託者を受け手として当該農用地に使用貸借による権利または賃借権を設定した場合はその前日までとする。

(委託契約)

第5条 公社は、農作業を委託しようとするときは、あらかじめ受託者の同意を得るものとする。

2 業務委託契約は、別添参考様式「特定農作業受委託契約書」をもって契約するものとする。

(実施状況等の報告)

第6条 公社は、必要があると認めるときは、委託内容の実施状況、その他必要な事項について受託者に報告を求めることができる。

(委託業務の変更又は中止)

第7条 受託者は、委託業務内容の変更を行う必要が生じた場合又は委託業務を中止せざるを得ない事由が生じた場合は、速やかに公社と協議するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委託契約及び委託業務の実施に必要な事項については、双方協議の上、定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年3月24日から適用する。